

# 訴 状

平成21年1月7日

大阪地方裁判所 御中

損害賠償請求訴訟(住民訴訟)

原告 小林洋一

原告住所・送達場所

〒594-1155 大阪府和泉市緑ヶ丘2丁目13番10号

電話 0725 - 54 - 2626

FAX 0725 - 54 - 2626

原告 小林昌子

原告住所・送達場所

〒594-1155 大阪府和泉市緑ヶ丘2丁目13番10号

電話 0725 - 54 - 2626

FAX 0725 - 54 - 2626

被告 和泉市長 井坂善行

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

電話 0725 - 41 - 1551

FAX 0725 - 45 - 9352

被告 和泉市病院事業管理者 山下隆史

〒594-0071 大阪府和泉市府中町四丁目10番10号

電話 0725 - 41 - 1331

FAX 0725 - 43 - 3350

訴訟物の価格 算定不能

印紙額 金1万3000円

## 請求の趣旨

### (主位的請求)

- 1 被告和泉市長は、井坂善行に対し1億1801万5345円及びこれに対する訴状送達の日から支払い済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。
- 2 被告和泉市病院事業管理者は、山下隆史に対し2846万2792円及びこれに対する訴状送達の日から支払い済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。

### (予備的請求)

- 3 大阪府市町村職員互助会(以下互助会という)に対し、被告和泉市長が1億1801万5345円、同じく被告和泉市病院事業管理者が2846万2792円の損害賠償請求を怠ることは違法であることを確認する。
- 4 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決を求める。

## 請求の原因

### 第1 当事者

- 1 原告らは、和泉市の住民である。
- 2 被告井坂善行は、和泉市の市長である。
- 3 被告山下隆史は、和泉市病院事業管理者である。

### 第2 前提事実

#### 1 違法事実

被告和泉市長及び和泉市病院事業管理者は互助会への補給金の違法支出に関する住民訴訟(平成17年行ウ第119号、以下互助会訴訟という)の口頭弁論期日(平成19年10月18日)において、互助会からの前記訴訟で和泉市の互助会への不当利得返還請求が認められた時に、平成17年12月に互助会より受領した退会給付金制度廃止に伴う返還金を不当利得返還請求権の弁済に充当する旨の申し入れに

対し代理人を通じてそれに合意した。その結果互助会訴訟において互助会への不当利得返還請求権は既に弁済が完了しているとして消滅した。

## 2 互助会への不当利得返還請求権の認定

互助会訴訟において退会給付金への補給金の支出を違法と認定し、市が互助会に支出した補給金の7割が退会給付金の支出に当てられたとして、これに相当する補給金(市長部局及び水道事業の合計1億1801万5345円、病院事業2846万2792円の合計1億4647万8137円)を和泉市の互助会に対する不当利得返還請求権(以下本件債権という)と認定した。(平成17年行ウ第119号 平成19年12月20日判決大阪地裁)

## 3 互助会からの返還金の受領

互助会は市民の職員厚遇への批判や別途提訴され最高裁に継続中の本件と同様の吹田訴訟の帰趨を考慮し、退会給付金制度の維持は困難と判断し制度を廃止した。更には退会給付金支払い義務の総額が1700億円であるのに対し、積立金総額は700億円に過ぎず退会給付金制度自体が破綻していた背景がある。(甲第6号証参照)

退会給付金制度廃止に伴い退会給付金の支給に備えて保有していた流動資産700億円(甲第6号証の2参照)を、職員の掛金相当分として現職の職員に600億円、残りの100億円を清算金として各自治体に直近の補給金の支出比率で案分のうえ返還し(以下返還金)、和泉市が2億1435万6247円、和泉市立病院が4960万5284円を受領した。(甲3号証参照)

## 第3 違法の理由

### 1 返還金の性格について

市は互助会に職員の福利厚生事業を委託し、その委託料として補給金を支出していた。(甲第4号証)その委託事業の一つとして退会給付金制度(甲第5号証)があり、この給付に備えて責任準備金として前記700億円を保有していた。しかるに退会給付金制度は将来の会員の退会時に給付を行う委託事業であり、これを廃止することは将来の給付に係わる債務の不履行にあたる。自治体はこの債務不履行に対し損害賠償請求権を有するところ、これに対する給付として本件返還金を受領したと解すべきである。(民法第415条)

地方自治法第31条では、「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調停し…」とあり、その解釈として「歳入の徴収及び収納の行為を行うには、その前提条件として必ず法令又は契約等に基づくなど合理的に収入し得る権利がなければならない。普通公共団体の長は、正当な原因のない歳入はこれを徴収することができない」とされている。即ち本件返還金の受領もそれを受領する原因・理由が必要であり、先に述べた債務不履行に伴う損害賠償請求権がそれにあたる。

## 2 不当に低く抑えられた自治体への返還金

互助会訴訟において、互助会が退職する職員に市の補給金を原資とする退会給付金を支給することは給与条例主義に反し違法と判断した。この退会給付金支給の為に積み立てられた700億円の一部(600億円)を職員に支給することは、補給金を原資とする部分については退会給付金の前渡しとなり違法と解すべきである。その額は過去の互助会への補給金と会費の比率が大凡2:1であることから(甲第7号証参照)600億円から700億円の1/3即ち233億円を減じた367億円が違法な返還となる。

互助会の平成17年11月号外「ふれあい」の制度・事業見直しにかかる基本方針(案)の①「退会給付金制度等」の清算(処理)等についての に職員に返還する会費積み立て相当分を「退会給付金等に代えて給付する」の記述があり、退会給付金の前渡しであることを裏付けている。(甲第3号証の3参照)

即ち、700億円の1/3しか会員には返還できず残余の2/3即ち467億円は本来自治体に返還すべきものである。

以上から積立金700億円の内100億円の自治体への返還は不当に低いものである。

## 3 合理的理由もない弁済充当の合意

互助会が弁済の充当を申し入れた返還金は、すでに述べたように本来返還されるべき金額に対し極めて少額であり、返還金の性格からしても特段の事情がない限り他のいかなる互助会の債権にも充当すべきものではない。ちなみに互助会は互助会裁判の不当利得請求権を有しない他の自治体についても同様な返還金を支出していることから返還金と本件債権とは何ら関係のないものである事は明らかである。

弁済充当すべき合理的理由もなくこのような無用な合意をした結果、和泉市及び和泉市立病院が本来得られたはずの損害賠償金を受領出来なかったもので、市長らの裁量の範囲を超え違法な合意である。

#### 4 弁済充当の合意の違法性

##### ア 合意充当の効力

本件の合意充当は返還金を受領した段階で、その金員を雑収入として計上し(甲第8号証参照)、その時点で清算金の返還に関する債権債務関係は消滅しており、その時点から2年以上経過した後に行われた弁済充当の合意はその効力を有しない。(平成20年10月30日 大阪高裁判決)

##### イ 議会に諮らなかつたことについて

地方自治法第96条第1項で「普通公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならないとし、その10で法律もしくはこれに基づく政令または条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること」とされ、何ら対価なく権利を放棄するときは議会の議決が必要とされている。本件の合意充当は認定された不当利得返還請求権を消滅させる行為であることは明らかであり、その点で権利の放棄と同視されるべきであり、その点で何ら議会に諮ることなく合意したことは違法と考えざるを得ない。

#### 5 小括

以上、本件合意充当は法的に無効で、議会に諮らなかつた手続的な瑕疵もあり、又このような合意充当を行う合理的な理由もなくなされたもので、この結果認定された不当利得返還請求権を消滅させ和泉市及び和泉市立病院に損害を与えた。

#### 第4 市長らの責任

市長らは善良に市及び病院の財産を管理せねばならない義務を有するところ、このような不当な弁済充当の合意を行った事はその職責上極めて重大な過失である。市長は議会で市長の立場と互助会の評議員の立場にあつて苦渋の選択であつたと答弁しているが、市長の立場はまずもつて市の利益を第一に考え行動すべきであり、互助会の評議員の立場を同列に解すべきものではない。本件合意はこの裁判の訴訟対策上なされたものと理解せざるを得ず、市長の職責を放棄したに等しい。

以上、違法な弁済充当の合意により市に損害を与えたことは、市の財産を適切に管理せねばならない市長の職責(地方自治法第149条の6)を放棄するもので、善管注意義務違反に当たる。病院事業管理者についても同様である。(地方公営企業法第9条)

#### 第5 和泉市等の損害

違法な合意充当により消滅した不当利得返還請求権に相当する  
和泉市 市長部局及び水道事業の合計1億1801万5345円、  
和泉市立病院2846万2792円の合計1億4647万8137円が損失となる。

#### 第6 新たな債権の発生

本件弁済充当は、和泉市及び和泉市立病院が互助会に対し双方合意の上返還金の内不当利得返還請求権に見合う金員を返還し、それをもとに互助会が新たな弁済に充てたものである。かかる行為は特別な事情がない限り、弁済の効果を排除する合意を伴うものと推認出来るから、その限りにおいて債務は未だ履行なき状態に立ち返ったと解せられる。市及び市立病院は互助会に対し今回弁済充当した不当利得返還請求権に見合う新たな返還請求権を有した事になる。市長らはこの返還請求権を互助会に行使すべき義務があるところこれを怠っている。(昭和35年7月1日判決最高裁第二小法廷)

#### 第7 監査請求

原告らは平成20年10月15日付けで、和泉市監査委員に対し地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求を行ったところ、平成20年12月11日付けで和泉市監査委員より、請求に理由が無いとの通知を受けた。  
(甲第1号、2号証参照)

#### 第8 結論

以上、被告和泉市長及び和泉市病院事業管理者に対し、主位的に地方自治法第242条の2第1項第4号に基づき井坂善行及び山下隆史に対し損害賠償を請求する事を求め、予備的に第242条の2第1項第3号に基づき井坂善行及び山下

隆史に対し怠る事実の違法確認を求める。

以上

証拠方法

証拠説明書(平成21年1月7日付け)による